

第3次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画策定にあたって

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確にするとともに、財政基盤の安定を図り、公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療保険制度として創設され、平成20年4月1日から制度施行されました。

しかし、設立後に当時の国政において、制度が不十分であるとの主張がなされ、別制度への移行の協議が続けられましたが、平成25年8月6日の社会保障制度改革国民会議において、「後期高齢者医療制度は、現行制度を基本としながら必要な改善をおこなうことが適当である」との報告がまとめられ、国において閣議決定されました。

今後は、平成30年度より県が主幹となる国民健康保険制度の状況を鑑みながら、後期高齢者医療制度は、当面の間、現体制を続ける方針となっています。

この後期高齢者医療制度では、運営主体として都道府県単位に全市区町村が加入する広域連合を設置し、制度運営に当たっては、市区町村との事務分担を明確にするとともに連携の強化を図り、制度を円滑に進めることとしており、岡山県においても、平成19年2月1日に県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）によって岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立し、関係市町村と共同で制度運営を行っているところであります。

広域計画は、運営の指針として地方自治法の規定に基づき策定するものであり、平成19年3月から第1次計画、第2次計画と岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画を策定し、制度運用を行ってきました。

平成28年度からの第3次計画においては、第2次で策定した広域連合と関係市町村の役割分担の取り決めに加えて、今後、より推進すべき医療費適正化や被保険者の健康保持のための保健事業などについて基本方針を定め、後期高齢者医療がより成熟されるよう計画を策定するものです。

平成28年3月

岡山県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 黒田 晋

第3次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画

1. 第3次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画について

第3次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「第3次広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び岡山県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定する計画です。

第2次広域計画においては、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び岡山県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）が実施する計画について定めたが、第3次広域計画では、今後、さらに重要度を増す医療費適正化や健康保持増進のための保健事業等の推進など、今後における事務の基本方針を定めます。

2. 現状と課題

岡山県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初の平成20年度は、239,385人でしたが、直近（平成27年7月末）では267,364人と、年々増え続けています。

また、一人当たりの年間医療費も、平成20年度の818,981円から平成25年度は960,804円となり、全国47都道府県中、18番目に高額となっています。

今後も、被保険者数及び医療費は年々増加を続けていくと考えられる中、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとし、安定的な制度運営を行うためにも、保険者機能の強化を図り、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業等の推進が必要となっています。

3. 基本方針

後期高齢者医療制度の継続的かつ安定した制度運営を実現するため、基本方針として次の4項目を定めます。

(1) 安定的な財政運営

必要な給付費等の的確な見込みをおこない、補助制度等を最大限活用して財源の確保を図ることにより、安定した財政運営に努めます。

また、保険料については、適切な保険料率の設定と賦課を行い、これまで同様に保険料収納に力を入れ、必要な財源の確保に努めます。

(2) 事務処理の効率化

広域連合と関係市町村がそれぞれの役割に応じた業務を適切に行うとともに、緊密に連携して効率的・効果的な事務をおこなうよう努めます。

(3) 保健事業及び医療費適正化の推進

被保険者の健康の保持増進を目的とする保健事業は、被保険者のより健全で豊かな生活の確保に加え、将来の医療費の増大を緩やかにして安定した医療制度にすることに繋

がるため、生活習慣病の早期発見・早期治療により重症化を予防する健康診査などの保健事業の推進を図ります。

医療費は、さらなる高齢化と医療技術の高度化等により、今後も増大が見込まれます。

医療費適正化の取り組みは、将来に渡り安心して医療サービスが受けられる後期高齢者医療体制の堅持と被保険者の健康保持の観点からも重要です。

このため、今後も重点事項として、レセプト点検の強化や費用対効果を考慮した上でジェネリック医薬品の使用促進や通知、重複・頻回受診者等への対策などを推進していきます。

レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス計画の活用により、関係市町村と連携し、被保険者の受診状況、医療機関や医薬品に関する情報の収集・分析を踏まえ、特性や課題を把握した上で実施に繋がるように、広報活動を含めた効果的な保健事業や医療費適正化を推進していきます。

(4) 個人情報の適正管理

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、住民基本台帳情報、課税情報及び医療情報、マイナンバー等のやりとりを行うことが不可欠です。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報に関する保護規定やセキュリティポリシーに則り、広域連合と関係市町村において、厳格に管理します。

4. 広域連合及び関係市町村が行う事務

区 分	広域連合が行う事務	関係市町村が行う事務
被保険者資格管理に関する事	被保険者台帳により被保険者資格情報（取得、喪失等）及び負担区分の管理などを行う。	被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務、被保険者証等の引渡しや返還などの受付などを行う。
医療給付に関する事	入院や外来など診療費の審査及び支給、療養費や高額療養費などの審査及び支給、葬祭費の支給などを行い、給付実績を一括管理する。	療養費や高額療養費などの支給申請等の受付事務を行う。
保険料に関する事	関係市町村の所得・課税情報を基に、保険料率の決定、保険料の賦課（軽減措置判定及び減免決定を含む。）を行う。	保険料の収納及び滞納整理を行う。減免申請等の受付事務を行う。
保健事業及び医療費適正化に関する事	保健事業の推進、医療費通知の送付やジェネリック医薬品の利用推進、レセプト点検の強化、重複・頻回受診者への対策などを行う。	広域連合と連携をとりながら、健診事業などを実施し、それぞれの市町村の地域の特性に応じた保健事業を行う。
その他	後期高齢者医療制度に関する広報活動を行うとともに、住民からの相談や苦情に対応する。	

5. 第3次広域計画の期間

この第3次広域計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの間とします。
ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。

<参考資料>

- ・ 広域連合規約
- ・ 岡山県における後期高齢者人口・1人あたり医療費・保険料の推移表

○岡山県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年1月24日
岡山県指令市第15号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、別表第1に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第2に定める事務については関係市町村において行うものとする。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、岡山市に置く。

(広域連合の議会の定数)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、18人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市議会議員 5人
- (2) 町村議会議員 4人
- (3) 市長 5人
- (4) 町村長 4人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦のあった者を候補者とする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる者 関係市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村(市に限る。)の議会の議員のうちからその定数の総数の12分の1以上の者

(2) 前条第2項第2号に掲げる者 関係市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村(町村に限る。)の議会の議員のうちからその定数の総数の12分の1以上の者

(3) 前条第2項第3号に掲げる者 関係市町村のすべての市長をもって組織する団体又は関係市町村(市に限る。)の長のうちからその総数の5分の1以上の者

(4) 前条第2項第4号に掲げる者 関係市町村のすべての町村長をもって組織する団体又は関係市町村(町村に限る。)の長のうちからその総数の5分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項の候補者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。

3 前項の選挙は、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の例による。

4 広域連合議員の選挙の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員又は長でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから、議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者1人を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。ただし、これにより難いときは、広域連合長が別に定めることができる。

- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。
(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 国及び県の支出金
- (3) 社会保険診療報酬支払基金の交付金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 施行日から広域連合長が選挙されるまでの間、広域連合長の職務は、施行日の前日に岡山県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長であった者が行うものとする。
- 4 施行日から平成19年3月31日までの間において、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年6月1日岡山県指令市第17号)

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市	井原市	総社市
高梁市	新見市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市
浅口市	和气郡和气町	都窪郡早島町	浅口郡里庄町	小田郡矢掛町		
真庭郡新庄村	苫田郡鏡野町	勝田郡勝央町	勝田郡奈義町			
英田郡西栗倉村	久米郡久米南町	久米郡美咲町	加賀郡吉備中央町			

別表第 2（第 4 条関係）

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

別表第 3（第 17 条関係）

1 共通経費

項 目	負担割合
後期高齢者人口割	100%

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額（関係市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額）

備考

後期高齢者人口割については、前年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。ただし、前年度の 3 月 31 日現在の人口が明らかとなるまでの間は、前々年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口を仮に用いる。

岡山県における後期高齢者人口・1人あたり医療費・保険料の推移表

岡山県	後期高齢者医療 被保険者数（人）	1人あたり 年間医療費（円）	保険料 均等割額（円）	保険料 所得割（%）
平成20年度	239,385	818,981	43,500	7.89
平成21年度	244,308	918,570		
平成22年度	249,510	940,887	44,000	8.55
平成23年度	255,053	952,344		
平成24年度	260,439	949,318	45,000	8.97
平成25年度	263,823	960,804		
平成26年度	265,131	968,764	46,300	9.15

※平成26年度は、一部、概算値